

[公社債投資信託]

| 項 目 | 内 容 |
|--|--|
| | 投資信託は、ファンドごとに商品内容が異なりますので、お申込みにあたっては、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。 |
| 1. 商品名 | MMF ※現在、当行では MMF 以外の公社債投資信託の取り扱いはございません。 |
| 2. 販売対象 | 制限ありません。 |
| 3. 信託期間 | 無期限 |
| 4. 購入方法 (1) 申込受付 (2) 購入単位 (3) 取得日 (4) 購入価額 | ※現在、新たな購入の申込受付は行っておりません。 原則として、当行の営業時間内に受け付けます。 毎営業日お申込みできます。 1 円以上 1 円単位 購入申込受付日または購入申込受付日の翌営業日になります。 取得日の前日の基準価額になります。 |
| 5. 受渡方法 | 投資信託受益権振替決済口座は当行で管理します。 |
| 6. 決算日 | 毎日決算します。 |
| 7. 収益分配金 | 原則として累積投資のお取り扱いとなります。 毎月 1 回、1 ヶ月分をまとめて最終営業日に税金を差し引いたうえで自動的に再投資されます。 |
| 8. 換金方法 (1) 換金受付 (2) 換金単位 (3) 換金価額 (4) 換金代金の取り扱い | 原則として、当行の営業時間内に受け付けます。 毎営業日受け付けます。 1 口単位・1 円単位で換金できます。 換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。 換金申込受付日の翌営業日以降に指定預金口座へ入金します。 |
| 9. 手数料 (1) 購入時手数料 (2) 換金手数料 (3) 信託報酬 (4) その他費用 | ファンドの手数料および料率については、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」にてご確認ください。 ありません。 ありません。 純資産総額に対して最大年率 1.0135%(消費税込み)以内(運用実績により変動) ファンドの運用や管理の対価として、信託期間中にかかる費用です。各ファンドごと決められた料率で算出され、信託財産から差し引かれます。 監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用 等 |
| 10. 課税方法 | 収益分配金に対して、20.315%(国税 15.315%、※地方税 5%)が源泉徴収されます。 換金または償還に関する譲渡益に対して、20.315%(国税 15.315%、※地方税 5%)が課税されます。 ※地方税は個人のお客さまのみ |
| 11. 重要事項について | ①投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ②投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ③元本が保証されている商品ではありません。 ④投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属いたします。 ⑤組入れた債券の価格の下落、およびそれら債券の発行者の信用状況の悪化、また海外の債券に投資している場合は為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 ⑥投資信託は当行がお申込みの取り扱いを行い、投信会社が設定・運用を行います。 ※各ファンドごとにリスクは異なりますので、詳細は「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご覧ください。 |

(次頁へ続く)

| 項 目 | 内 容 |
|------------------------|---|
| 12. その他参考となる事項 | ①少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取り扱いができます。 ②購入資金は、お申込み時にお預りいたします。 ③一旦成立した取引は、取り消すことができません(金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません)。 ④通帳・証書はなく、取引報告書、取引残高報告書等を郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供により交付します(取引や残高などをご確認ください)。 ⑤半年ごとに運用報告書を郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供により交付します。 ⑥換金等によりファンドの受益権総口数が一定の口数を下回った場合は、信託期間の途中で信託を終了することがあります。 |
| 13. 当行の苦情処理措置および紛争解決措置 | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 ①全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ②証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 |

商号等 株式会社静岡銀行 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号

本社所在地 〒420-8760 静岡市葵区呉服町1丁目10番地

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会